

東京航空局次長 殿  
大阪航空局次長 殿  
航空保安大学校長 殿  
東京航空交通管制部長 殿  
神戸航空交通管制部長 殿  
福岡航空交通管制部長 殿  
北海道開発局 港湾空港部空港・防災課長 殿  
東北地方整備局 港湾空港部長 殿  
北陸地方整備局 港湾空港部長 殿  
関東地方整備局 港湾空港部長 殿  
中部地方整備局 港湾空港部長 殿  
近畿地方整備局 港湾空港部長 殿  
中国地方整備局 港湾空港部長 殿  
四国地方整備局 港湾空港部長 殿  
九州地方整備局 港湾空港部長 殿  
国土技術政策総合研究所副所長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長  
(公印省略)

空港土木工事における建設現場の「週休2日（交替制）」の  
取得に要する現場管理費の補正の試行について

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、これまで「空港土木施設維持修繕工事における週休2日交替制適用工事の試行について」（令和7年4月2日付け国空空技第6号）により、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む週休2日（交替制）を実現した工事の工事費等の補正を実施してきたところであるが、令和8年4月1日より下記の試行を実施することとしたので通知する。

なお、令和7年4月2日付け国空空技第6号通達は、本通達の適用をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、空港請負工事積算基準を適用する工事のうち、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な場合において、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日（交替

制) 確保の取組みを行う工事とする。

## 2. 用語の定義

### (1) 週休2日(交替制)

- ① 完全週休2日(交替制)とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら、1週間に2日間以上の休日を確保したと認められる状態をいう。
- ② 月単位の週休2日(交替制)とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら、4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

### (2) 対象期間

対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

## 3. 積算方法等

### (1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の週休2日(交替制)の達成状況に応じて、以下のとおり、それぞれの補正係数を乗じるものとする。

#### 【完全週休2日(交替制)の補正係数】

- ・現場管理費率 1.03

#### 【月単位の週休2日(交替制)の補正係数】

- ・現場管理費率 1.02

### (2) 補正方法

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日(交替制)又は月単位の週休2日(交替制)に取り組む旨を明記するとともに、完全週休2日(交替制)又は月単位の週休2日(交替制)を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日(交替制)に満たないものは月単位の週休2日(交替制)の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日(交替制)に満たないものについては、月単位の週休2日(交替制)の補正係数を除した変更を行うものとする。

### (3) 週休2日(交替制)の達成判断

- ① 完全週休2日(交替制)について、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下「休日率」という。)が、28.5%(2日/7日)以上の水準の状態を確認する。
- ② 月単位の週休2日(交替制)について、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態を確認する。

#### 4. 条件の明示

特記仕様書に別紙に示す内容を明示するものとする。なお、必要に応じて、記載内容を追加又は変更してもよい。

#### 5. 実施状況の確認

週休2日（交替制）の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日（交替制）に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、週休2日（交替制）の推進にあたっては、日々の時間外労働が大幅に増えないように留意するものとする。

#### 6. 適用

本通達は、令和8年4月1日以降に入札書提出期限日を設定している工事に適用するものとする。

## &lt;特記仕様書記載例&gt;

## 第〇条 週休2日（交替制）適用工事の試行について

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取組み週休2日（交替制）を実施する試行工事である。

2. 週休2日（交替制）の考え方は、下記のとおりである。

## ① 週休2日（交替制）

完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。

月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

## ② 対象期間

対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

## ③ 週休2日の達成判断

完全週休2日（交替制）について、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態を確認する

月単位の週休2日（交替制）について、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態を確認する。

3. 週休2日（交替制）に係る費用については、当初積算において完全週休2日（交替制）又は月単位の週休2日（交替制）の達成を前提として下表に示す補正対象経費に補正係数を乗じるものとし、週休2日（交替制）の達成状況を確認後、完全週休2日（交替制）に満たないものは月単位の週休2日（交替制）の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日（交替制）に満たないものについては、月単位の週休2日（交替制）の補正係数を除した変更を行うものとする。

## 【完全週休2日（交替制）の補正係数】

・現場管理費率 1.03

## 【月単位の週休2日（交替制）の補正係数】

・現場管理費率 1.02